

橋本市訓令第6号

橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和8年4月15日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部規程の一部を改正する訓令

橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部規程(平成18年橋本市訓令第5号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市 DX 推進本部規程</p> <p>(設置) 第1条 橋本市におけるデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)を推進し、デジタル技術の活用による市民等の利便性の向上や行政の業務効率化を図るため、橋本市 <u>DX 推進本部</u>(以下「<u>推進本部</u>」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長、<u>最高情報責任者(CIO)</u>及び本部員をもって組織する。 2・3 略 <u>4 副本部長は、最高情報責任者(CIO)を兼ねる。</u> <u>5 略</u></p>	<p>橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部規程</p> <p>(設置) 第1条 橋本市におけるデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)を推進し、デジタル技術の活用による市民等の利便性の向上や行政の業務効率化を図るため、橋本市 <u>デジタル・トランスフォーメーション推進本部</u>(略称「橋本市 DX 推進本部」。以下「<u>推進本部</u>」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。 2・3 略 <u>4 略</u></p>

附 則

この訓令は、令和8年4月15日から施行する。